

平成 25 年 3 月 31 日

団体名	新潟市社会福祉協議会
経営理念	当該施設は、社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号に規定される第二種社会福祉事業に該当し、且つ、老人福祉法第 5 条の 3 に規定される老人福祉施設であることから、新潟市老人福祉センター各条例等関係法令を遵守し、老人福祉センターの設置目的である高齢者への各種相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与するための施設運営に十分努める。また、常に利用者へのサービス向上をはかりながら、施設管理の面からは、安全管理、衛生管理に十分配慮した運営に努め、緊急時には、利用者及び業務従事者の安全確保に努めながら適正な施設、設備、備品等の保守管理を行う。また、省エネルギー、省資源、廃棄物減量などの環境への負荷を十分努力する。
指定管理者申請の動機	当会は、当該施設が設置されてから 20 年以上施設管理運営を受託しており、当該施設運営のノウハウを熟知している。今後においても、利用者へのサービス向上に視点を置いて、市民から親しんでいただける豊栄さわやか老人福祉センターを目指し、管理運営を心掛けていきたい。特に社会福祉協議会が受託するメリットとして高齢者の生活上の悩み事、心配事への相談対応や介護・健康相談等に迅速対応できる他、ボランティア活動の相談窓口として高齢者の社会参加並びに要介護予防の視点で支援、対応ができるものと考えている。また、社会福祉協議会の自主財源による「老人福祉センター活性化事業」を創設し、さわやかセンターまつりやカラオケ大会等を継続し、高齢者福祉の向上に寄与してきた。引続き本会が管理運営を受託した場合は、当該事業も継続して実施していきたいと考える。
事業報告	自主事業 さわやか夏まつり約 160 人，クリスマスカラオケ約 95 人，囲碁大会約 24 人
収支決算	別紙 収支決算書のとおり
組織・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職種 管理人 ・配置人数 2 人 ・雇用形態 臨時職員 2 名（1 日 6.5 時間 週 6 日勤務 1 名） ・通常 1 人体制 前年度実績で利用者 1 日約 80 人。管理人が他の業務で席を空けるなどのときは、社会福祉協議会職員の協力を得る。

個人情報の取扱	<p>現行では、当該施設の管理運営において。職員が業務上知りえた個人のプライバシー等に関わる情報については外部に漏らさないよう指導している。また、個人情報の記載されている書類等の管理も、第三者の知りえない所定の位置に保管し、書類を破棄する場合は裁断処理を行うなどを徹底している。</p> <p>当会では厚生労働省のガイドラインに基づき、「個人情報保護規程」「コンピューター情報システムの運用管理に関する規程」を整備している。職員等の従事者に対しては、研修会を行ったり、マニュアルを整備するなど周知・徹底を図っている。</p>
---------	--